

III 資 料



かわさきし かくせき ちいき べつ がいこく じんじゅうみんじんこう すい い
 川崎市の国籍・地域別外国人住民人口の推移 各月末日現在(人)

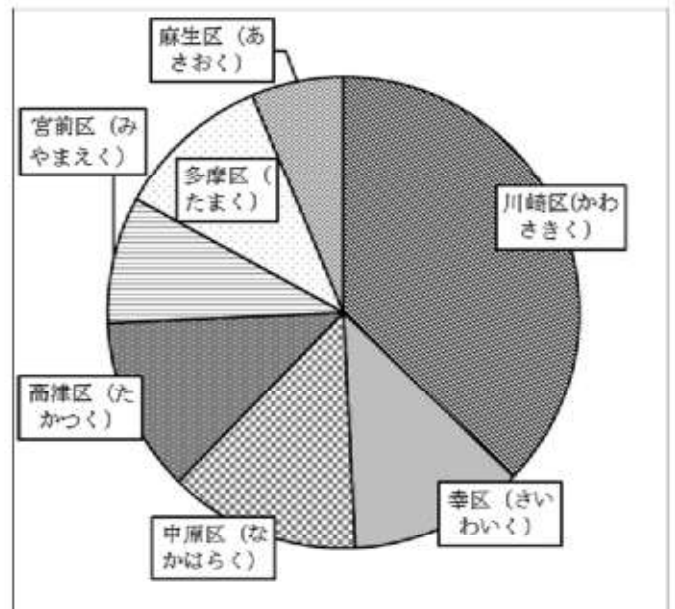
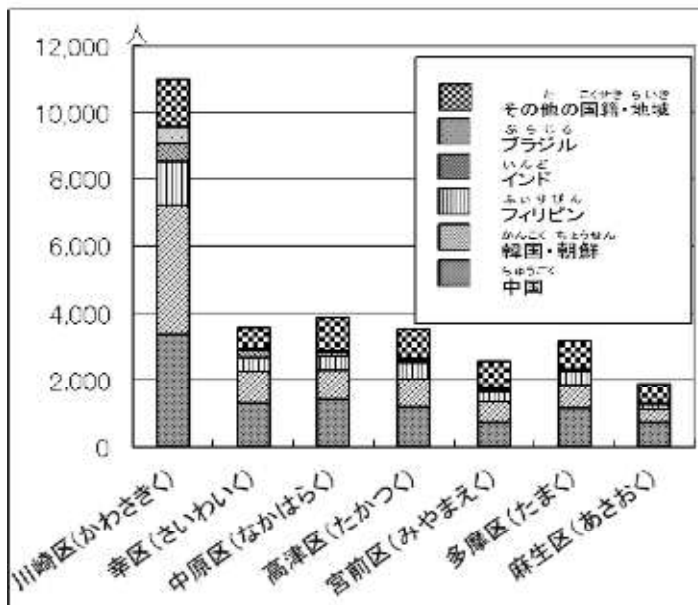
ねんつき 年月	こくせき ちいき 国籍・地域															
	ちゆうごく 中国															
	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮															
	ふいりびん フィリピン															
	いんど インド															
	ぶらじる ブラジル															
	べとなむ ベトナム															
	あめりか アメリカ															
	べるー ペルー															
	たい タイ															
	たいわん ※ 台湾															
	ねばーる ネパール															
	いんどねしあ インドネシア															
	いぎりす イギリス															
	まれーしあ マレーシア															
	すりらんか スリランカ															
	かなだ カナダ															
	ふらんす フランス															
	ばんぐらでしゆ バングラデシュ															
	おーすとらりあ オーストラリア															
	どいつ ドイツ															
	みやんまー ミャンマー															
	た その他															
	がいこくじんそうすう 外国人総数															
	がいこくじんひりつ 外国人比率															

No.	こくせき 国籍	ちいき 地域	じん 人	No.	こくせき 国籍	ちいき 地域	じん 人	No.	こくせき 国籍	ちいき 地域	じん 人
	ちゆうごく 中国				ほーらんど ポーランド				でんまーく		
	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮				すうえーでん スウェーデン				どみにかきょうわこく		
	ふいりびん フィリピン				すいす スイス				えるさるぼどる		
	いんど インド				もろっこ モロッコ				えすとにあ		
	ぶらじる ブラジル				らおす ロシア				ふいじー		
	べとなむ ベトナム				べるぎー ベルギー				がぼん		
	あめりか アメリカ				えくあどる エクアドル				がんびあ		
	べるに ペルー				ふいんらんど フィンランド				ざりしや		
	たい タイ				けにあ ケニア				ぐあてまら		
	たいわん 台湾				ちゆにじあ チリ				ぎにあ		
	ねばーる ネパール				こーとじほあーる コートジボワール				がいはな		
	いんどねしあ インドネシア				せねがる セネガル				ほんじゆらす		
	いざりお イギリス				おらんだ オランダ				かざふすたん		
	まれーしあ マレーシア				ぶるがりあ ブルガリア				さるざす		
	すりらんか スリランカ				ちり チリ				らとびあ		
	かなだ カナダ				たんぎにあ タンザニア				りとあにあ		
	ふらんす フランス				おーすとリア オーストリア				まだがすかる		
	ばんぐらでしゆ バングラデシュ				こんごみんしゆきょうわこく コンゴ民主共和国				まり		
	おーすとらりあ オーストラリア				こすたりか コスタリカ				もーりしやす		人
	どいつ ドイツ				えじぶと エジプト				みくろねしあ		
	ろしあ ロシア				きゆーば キューバ				もるとぼ		木
	みやんまー ミャンマー				えちおびあ エチオピア				にからぐあ		
	いらん イラン				はんがりー ハンガリー				のるうえー		満
	ばきすたん パキスタン				いすらえる イスラエル				ばらお		
	もんごる モンゴル				うがんだ ウガンダ				ばなま		
	あるせんちん アルゼンチン				うずべきすたん ウズベキスタン				かたーる		
	がーな ガーナ				あるじえりあ アルジェリア				さもあ		
	うくらいな ウクライナ				さうじあらびあ サウジアラビア				せるびあ		
	ぼりびあ ボリビア				べねずえら ベネズエラ				するばきあ		
	いたりあ イタリア				べらるーし ベラルーシ				するべにあ		
	にゆーじーらんど ニュージーランド				じやまいか ジャマイカ				みなみあふりかきょうわこく 南アフリカ共和国		
	ないじェりあ ナイジェリア				ぼるとがる ボリネビア				せんとびんせんと		
	しんがほーる シンガポール				あふがにすたん アフガニスタン				すーだん		
	すべいん スペイン				あるめにあ アルメニア				しりあ		
	ころんびあ コロンビア				ばはま バハマ				とーこ		
	かんぼじあ カンボジア				べなん ベトナム				とんが		
	めましこ メキシコ				ぶーたん ブータン		人 に 年 満		とるくめにすたん		
	るーまにあ ルーマニア				ぶるきなふあそ ブルキナファソ				うるぐあい		
	とるこ トルコ				かめるーん カメルーン				むこくせき		
	あいるらんど アイルランド				くるあちあ クルアチア				くらん		
	ばらぐあい パラグアイ				ちえこ チエコ				しゆつしやう けいかたいざいしや		

くべつ おも こくせき ち いきべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
 区別・主な国籍・地域別 外国人住民 人口

ねん がつまつじつげんざい
 年 丹末日現在

こくせき ちいき 国籍・地域	かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
ちゅうごく 中国								
かんこくちょうせん 韓国・朝鮮								
ふいりびん フィリピン								
いんど インド								
ぶらじる ブラジル								
べとなむ ベトナム								
あめりか アメリカ								
べるー ペルー								
たい タイ								
たいわん 台湾								
た こくせき ちいき 他の国籍・地域								
ごうけい にん 合計 人								



2 第9期代表者の応募状況と選考結果

1 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条第1項第1号による配分

	国籍・地域	外国人登録者数 (2012.1.1現在)	配分数	応募者数 A	選考者数 B	倍率 A/B
登録者千人以上	中国	10,349人	4人	146人	4人	36.5倍
	韓国・朝鮮	8,757人	3人	49人	3人	16.33倍
	(韓国)	—	—	46人	2人	23.0倍
	(朝鮮)	—	—	3人	1人	3.0倍
	フィリピン	3,870人	2人	19人	2人	9.5倍
	インド	1,038人	1人	3人	1人	3.0倍
	計	24,014人	10人	217人	10人	21.7倍

2 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条第1項第2号による配分

	国籍・地域	外国人登録者数 (2012.1.1現在)	配分数	応募者数 A	選考者数 B	倍率 A/B
地域別	アジア	26,945人	3人以上	243人	6人	40.66倍
	アフリカ	240人	1人以上	6人	2人	3.0倍
	東欧・ロシア	244人	1人以上	4人	2人	2.0倍
	ラテンアメリカ	1,763人	1人以上	9人	2人	4.5倍
	西欧・北米・その他	1,933人	1人以上	22人	4人	5.25倍
	計	31,125人	26人以下	284人	16人	17.75倍

おうぼしやくにべつうちわけ
 [応募者の国別内訳]

あじあ アジア	ばんぐらでしゅ、ちゆうごく、いんど、いんどねしあ、 いらん、らおす、まれーしあ、ねぼーる、ふいりびん、 かんこく、ちようせん、しんがぽーる、すりらんか、たい、 べとなむ ベトナム
あふりか アフリカ	べなん、けにあ、ないじえりあ、たんざにあ ベナン、ケニア、ナイジェリア、タンザニア
とうおう ろしあ 東欧・ロシア	べらるーし、るーまにあ、ろしあ、するばきあ ベラルーシ、ルーマニア、ロシア、スロバキア
らてんあめりか ラテンアメリカ	ぶらじる、ちり、こすたりか、ペルー ブラジル、チリ、コスタリカ、ペルー
せいおう ほくべい た 西欧・北米・その他	おーすとらりあ、かなだ、とるこ、べいこく、えいこく、 オーストラリア、カナダ、トルコ、米国、英国、

◎ だいひようしやくにじんともなほじゆうせんこうについて
 ◎ 代表者の辞任に伴う補充選考について

ねんがつ いしよく う だい きだいひようしやく めい ねんがつ じん
 年月に委嘱を受け、第 期代表者のうち 名が 年月に辞任した
 し かわさきしがいこくじんしみんだいひようしやくかいぎだいひようしやくせんこういいんかい けつてい もと あら
 市は、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会の決定に基づき、新たな
 だいひようしやく めい いしよく
 代表者 名を委嘱しました。

3 ていしゅつしりょういちらん 提出資料一覧

かいぎ はいふ しりょう おも ちょうさしんぎ かんれん あ ていしゅつび
会議で配布した資料のうち、主に調査審議に関連するものを挙げます。()は提出日
です。

【1】じょうほう とうけい 情報・統計

1 ふくしきょういふかいかんけい 福祉教育関係

- ① これまで出されている提言について(テーマ別)(年 月 日)
- ② 放課後、子どもが利用できる施設について(年 月 日)
- ③ 部活動について(年 月 日)
- ④ 外国籍児童生徒数について(年 月 日)
- ⑤ 子どもの放課後や休日の過ごし方について(年 月 日)
- ⑥ 民間・放課後児童クラブ一覧(年 月 日)
- ⑦ 家庭教育について(年 月 日)
- ⑧ 放課後、市の施設を利用する子どもの人数(年 月 日)
- ⑨ 家庭教育のまとめ(年 月 日)
- ⑩ 川崎市の母語教育(年 月 日)
- ⑪ 家庭教育のまとめ(年 月 日)
- ⑫ 母語教育について(年 月 日)
- ⑬ 異文化交流について(年 月 日)

2 しゃかいせいかつぶかいかんけい 社会生活部関係

- ① 出入国管理(親の呼び寄せ)について(年 月 日)
- ② 区役所における窓口対応・相談業務について(年 月 日)
- ③ 地域活動への参加について(年 月 日)
- ④ まちづくり(川崎市に企業を誘致する制度など)について(年 月 日)
- ⑤ 区役所における窓口対応・相談業務について(年 月 日)
- ⑥ まちづくり(川崎市に企業を誘致する制度など)について(年 月 日)
- ⑦ 川崎市に住む外国人の皆さんへ(年 月 日)
- ⑧ 企業の誘致と社会貢献の促進について(年 月 日)
- ⑨ 情報伝達に関する過去の提言(年 月 日)

【2】話し合いのまとめ等

- ① 前回会議のまとめ（随時）
- ② 各部会の審議のまとめ（随時）
- ③ 2012年度オープン会議のまとめ（2013年1月20日）
- ④ 各種実行委員会報告（随時）
- ⑤ 傍聴者の声（随時）

【3】議事録

- ① 2012年度川崎市外国人市民代表者会議第1～4回議事録（随時）

【4】年次報告・ニューズレター等

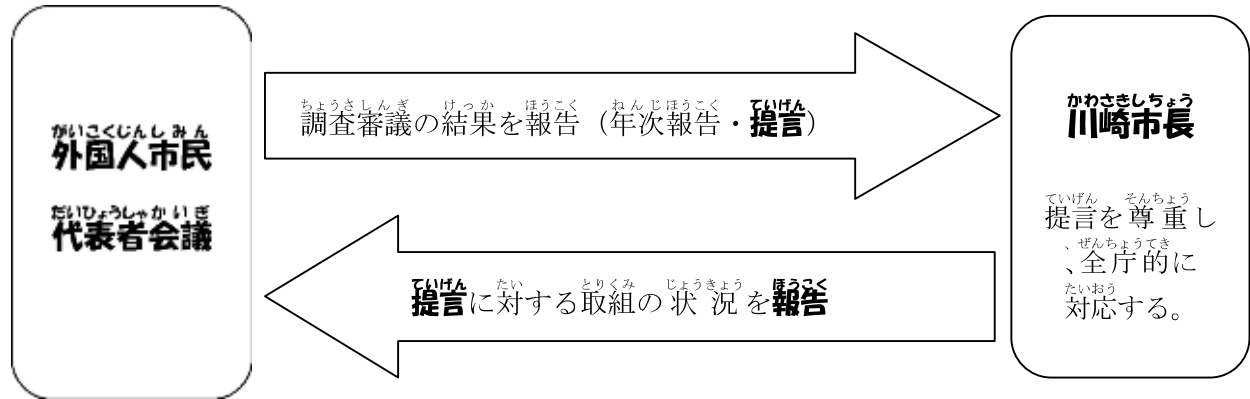
- ① 2011年度「年次報告」（2012年4月22日）
- ② ニューズレターNo. 45、46、47（随時）

【5】その他

- ① 正副委員長の選出について（2012年4月22日）
- ② 視察について（2012年4月22日）
- ③ 第9期の調査審議について（2012年5月27日）
- ④ 臨時会の開催について（2012年5月27日）
- ⑤ 市内視察について（2012年5月27日）
- ⑥ 行事への参加について（2012年5月27日）
- ⑦ 実行委員会等について（2012年5月27日）
- ⑧ 市の審議会等委員について（2012年5月27日）
- ⑨ 部会について（2012年7月8日）
- ⑩ 部会審議（2012年7月8日）
- ⑪ 市内視察について（報告）（2012年9月9日）
- ⑫ 提言の取組状況について（2013年1月20日）

4 提言の取組状況

【1】提言の取組状況調査と報告について



代表者会議は、年の第 1 期から、市長提言（意見）を提出しています。市長は、
 より、提言を尊重することとされており、各提言の担当局を決めて取組を行っています。
 提言の取組がどのように進んだのか、毎年 1 月 1 日現在の調査をし、代表者会議に報告し
 ています。

今年度調査・報告をするのは、年度調査で取組状況を「中」（取組中・検討中）
 だった提言と、年度に第 1 期代表者会議で報告された提言についてです。

取組状況

- A** : 担当局が「一定の成果を得た」としたもの
 → その提言に対して現時点で可能な取組を実行し、提言された時点と比べて状況が改善されたなど、ある程度の成果が得られたと担当局が判断したものの、
 取組状況報告は、「A」となった年度で終了します。
- B** : 担当局が「取組中・検討中」としているもの
 → まだ十分に成果が得られていないので、取組が継続中のもの。今年度の途中経過を報告するとともに、来年度も進捗状況を調査し、報告します。

なお、年度までの報告の状況は、「取組中・検討中」から「完了」へ、
 から年度までは、各年度に別冊に掲載されています。

【2】これまでの^{ていげんいちらん}提言一覧

ねんど 年度	ばんごう 番号	ない 内	よう 容	たんとうきょく 担当局	とりくみじょうきょう 取組状況
	①～1	がいこくじん にほんじん	こ	きょういくいんかい	ねんど
	①～2	がいこくじんきょういくけんきゅうきょうぎかいとう	せいび	きょういくいんかい	ねんど
	①～3	①～1のための	がいどらいんさくせいとう	きょういくいんかい	ねんど
	①～4	きょういん にほんじん	がいこくじんほごしゃ こんだん ぼとうせつち	きょういくいんかい	ねんど
	②～1	じゅうたくじょうれい	せいてい	まちづくり局	ねんど
	②～2	じゅうたくじょうれい	こうか ほうほう けんとう	まちづくり局	ねんど
	③～1	がいこくじんしみんむ	じょうほうこーなー せつち	しみんきょく	ねんど
	③～2	がいこくご	しりょう りすとはいふ	しみんきょく	ねんど
	③～3	がいこくご	しりょう たい しみんいけん き と	しみんきょく	ねんど
	①～1	りゅうがくせいしゅうがくし	じょうれいきんせいど じゅうじつ	しみんきょく	ねんど
	①～2	りゅうがくせい	じゅうたく かくほ	しみんきょく	ねんど
	①～3	りゅうがくせい	がくせいかいかん けんせつ けんとう	しみんきょく	ねんど
	②	しゅつにゅうこくかんりぎょうせい	かいぜん ほうむだいじん ようぼう	しみんきょく	ねんど
	③～1	がいこくじんしみんとう	じゅうたくにゅうきょしえん	まちづくり局	ねんど
	③～2	にゅうきょさべつ	けいはつ けんちじ ようぼう	まちづくり局	ねんど
	③～3	にゅうきょ	こうてきほしょうにんきこう せつりつ	まちづくり局	ねんど
	④～1	こくさいこうりゅうきょうかい	きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく	そうむきょく	ねんど
	④～2	こくさいこうりゅうきょうかい	とうろく ぼらんていあ じゅうじつ	そうむきょく	ねんど
	④～3	がいこくじんしみんむ	がいど はいふかつよう	そうむきょく	ねんど
	①～1	あすくる	こうほう	そうむきょく	ねんど
	①～2	こども	ぶんかせんたーしょくいん こくさいりかいけんしゅう	そうむきょく	ねんど

	①～3	がっこうしせつ かつよう じぎょう 学校施設を活用した事業	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんがっこう じゅけんしかく じよせい もんぶだいじん ようぼう 外国人学校の受験資格・助成を文部大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんこうれいしや ねんきんしきゆう くに ようぼう 外国人高齢者への年金支給を国へ要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	③～2	がいこくじんこうれいしやふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	④～1	ぼらんていあねつとわーく こうちく ボランティアネットワークの構築	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	ぼらんていあだんたいどう じょうほうかんり ボランティア団体等の情報管理	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～3	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
1999	①～1	がいこくじんきょういくきほんほうしん すいしん 外国人教育基本方針の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	だんたい たぶんかりかい すいしん PTA団体の多文化理解の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2003年度 A
	①～3	ちいきじゅうみん こくさいりかいきょういく 地域住民の国際理解教育	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんそうだんまどぐち ぼすた ーさくせい 外国人相談窓口のポスター作成	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	ししよくいんにんよう こくせきじょうこう かんぜんてつぱい 市職員任用の国籍条項の完全撤廃	そうむきょく 総務局	B
	③～2	みんかんきぎょう しゅうろうさべつかいしょうとう けいはつ 民間企業の就労差別解消等の啓発	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	④	しゅつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2009年度 A
2000	①～1	ぼご じゅうようせい にんしき ふか 母語の重要性の認識を深める	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	ぼご おし ぼらんていあかつどう しえん 母語を教えるボランティア活動の支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～3	こうてきしせつ かつよう ぼらんていあかつどう しえんたいせいせいび 公的施設の活用などボランティア活動の支援体制整備	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	がいこくじんほ ーむへる ば ー ようせいどう 外国人ホームヘルパーの養成等	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～2	かいごほけんせいど こうほう じゅうじつ 介護保険制度の広報の充実	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしやふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
2001	①～1	ほごしゃ じょうきょう はいりよ しえん 保護者の状況に配慮した支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	①～2	じどう がくしゅうげんご にほんごのうりよく たか しえん 児童へ学習言語としての日本語能力を高める支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	てんにゅうご ひと じょうほうていきょう 転入後まもない人への情報提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	②～2	ちいきせいかつ ひつよう じょうほうしすてむ こうちく 地域生活に必要な情報システムの構築	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A

2003	①～1	しりつがっこう こくさいりかいきょういっく すいしん 市立学校における国際理解教育の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2008年度 A
	①～2	たぶんかりかいきょうしつ たぶんかりかいこーなー せっち 多文化理解教室・多文化理解コーナーなどの設置	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	がいこくじんほごしゃ ていきてき じょうほう そうだんきかい ていきょう 外国人保護者への定期的な情報と相談機会の提供	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～2	がいこくじんほごしゃ そうだんまどぐちたんとうしや せっちとう 外国人保護者の相談窓口担当者の設置等	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～1	じゅうみんとうひょうせいど がいこくじんしみん さんか 住民投票制度への外国人市民の参加	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	③～2	じぜんしんせい ひつよう とうひょうしかくせいど 事前申請を必要としない投票資格制度	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	④～1	しえいじゅうたく かん がいこくじんしみんむ こうほう じゅうじつ 市営住宅に関する外国人市民向け広報の充実	まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	④～2	けんえいじゅうたく かん こうほう じゅうじつ けん ようぼう 県営住宅に関する広報の充実を県に要望	まちづくり局	ねんど 2005年度 A
	④～3	しえいじゅうたく おうぼそうだんまどぐち じゅうじつ 市営住宅の応募相談窓口の充実	まちづくり局	ねんど 2008年度 A
	⑤	こうてきねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 公的年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
2005	①～1	がくしゅうげんご まな たいせい 学習言語を学べる体制づくり	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	みじか ちいき おこな がくしゅうしえん 身近な地域で行う学習支援	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	いけんひょうめい かんきょうせいび 意見表明をしやすい環境整備	しみんきょく 市民局	B
	②～2	ちほうさんせいけん くに はたら 地方参政権を国に働きかける	しみんきょく 市民局	B
	③～1	がいこくじんしみんじょうほうこーなー かいぜん 外国人市民情報コーナーの改善	しみんきょく 市民局	B
	③～2	がいこくじんしみんむ たげんごしりょう はいふ 外国人市民向け多言語資料の配布	しみんきょく 市民局	B
	③～3	みちか べしよ たげんごそうだんまどぐち かいせつ 身近な場所での多言語相談窓口の開設	そうむきょく 総務局	ねんど 2007年度 A
2007	①～1	こうこうしんがく ひつよう きそてきがくりょく さぼーと 高校進学に必要な基礎的学力のサポート	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	こうこうしんがくじょうほう しゅうち 高校進学情報の周知	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～3	こうこうにゅうがくご しえん 高校入学後の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	がいこくじんしみんむ ぼうさいけいはつしりょう さくせい はいふ 外国人市民向け防災啓発資料の作成・配布	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	②～2	さいがいじ じょうほうでんたつたいせい せいび 災害時の情報伝達体制の整備	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	③～1	がいこくじんしみんむ くやくしよていきょうじょうほう とういつ 外国人市民向け区役所提供情報の統一	しみんきょく 市民局	B
	③～2	くやくしよちやうしやない あんないひょうじ 区役所庁舎内の案内表示	しみんきょく 市民局	ねんど 2008年度 A

	③～3	いらすと えもじ かつよう じょうほう さくせい ていきょう イラストや絵文字を活用した情報の作成・提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2008年度 A
2009	①～1	こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうしえん しゅく 高等学校入試に適應するための学習支援の仕組みの せいび 整備	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	とくべつ こうとうがっこうにゆうしせいど どうにゆう ぼしゅうていいん かくだい 特別な高等学校入試制度の導入と募集定員の拡大	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	みんぞくぶんか こうし じぎょう じっせんしゅう さくせい 民族文化講師ふれあい事業の実践集の作成	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～2	がいこく つながる こどもたちの ぶんかなどを ぶんかりかいきょういく 外国につながる子どもたちの文化等を多文化理解教育 と に取り入れる。	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～1	いりょうそうだん つきそ しゃほけん しえん 医療相談や付き添い者派遣などの支援	そうむきょく 総務局 しみん きょく 市民・こども局	B B
	③～2	し ほーむぺーじ いりょうじょうほう りんくしゅう つく 市のホームページに医療情報のリンク集を作る	しみん きょく 市民・こども局	ねんど 2011年度 A
	③～3	がいこくじん じゅしん かんきょうせいび 外国人が受診しやすい環境整備	けんこうふくしきょく 健康福祉局 びょういんきょく 病院局	ねんど 2011年度 A 2012年度 A
	④～1	しよくいんとう せんもんてき けんしゅう じっし 職員等への専門的な研修の実施	そうむきょく 総務局 しみん きょく 市民・こども局	B B
	④～2	がいこくじんそうだんまどぐちとう せんもんてき じんざい かつよう 外国人相談窓口等での専門的な人材の活用	しみん きょく 市民・こども局	B
2011	①～1	がいこくじんしみん じったい はあく ちようさ じっし 外国人市民の実態を把握する調査の実施	しみん きょく 市民・こども局	B
	①～2	ちようさ けっか こうひょう だいいひょうしゃ かいぎ ほうこく しさく 調査結果の公表、代表者会議への報告、施策での かつよう 活用	しみん きょく 市民・こども局	B
	②～1	しゃかいほししょうきょうてい かくじゅう くに ようぼう 社会保障協定の拡充を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	②～2	ねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	②～3	ねんきんせいど わ しりょうさくせい くに ようぼう 年金制度の分かりやすい資料作成を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	③～1	すべ じどうせいと ねん かいじじょうたぶん かりかいきょういく すいしん 全ての児童生徒に年1回以上多文化理解教育を推進	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～2	たぶんかりかいきょういく たよう くに ぶんか と い 多文化理解教育に多様な国・文化を取り入れる。	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	④～1	もんだい てび さくせい いじめ問題の手引き作成	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	④～2	ぼ ご そうだん かんきょうせいび こうほう 母語で相談できる環境整備とその広報	きょういくいいんかい 教育委員会	B

※担当局は提言時の名称

【3】 提言の取組状況

これまでに^だ出されたすべての^{ていげんおよ}提言及びそれに対する市の^{たい}取組状況^し報告^{とりくみじょうきょうほうこく}を掲載^{けいさい}しました。
取組状況が「A (=一定の成果を得た)」の提言については、Aとなった年度の取組状況
報告、取組状況が「B (=取組中・検討中)」の提言については、2012年10月1日現在の
取組状況報告を掲載しています。

(※…^{ていげんとりくみじょうきょう}提言取組状況のうち、^{しゃじ ひょうじ}斜字で表示された部分は^{ぶぶん}2012年度調査とした項目^{ねん どのちようさ}です。)



ねんど ていげん
1996年度・提言①

きょういくいんかい がいこくじん にほんじん こ そうご りかい ふか きょういく
教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育
を総合的に推進する体制を整備する。

- 1 市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる文化や習慣を理解し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子どもたちの成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総合的に推進する体制を整備する。
- 2 あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育 研究 協議会(注)のような推進体制を整備する。
- 3 外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についてのオリエンテーションや、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を推進するためのガイドラインの作成などを行う。そのときは、外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。
- 4 また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互の理解と交流が深まるように努める。

(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的としている。会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者置き、教材の作成・整備、教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。



ねんど
1 2002年度 A

- 1 1997年度から教育委員会 内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調査研究 会議」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」(1998年4月28日改定)に基づく教育の推進に努めてきた。
外国籍児童・生徒の就学 状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国人教育を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。
今後も「川崎市外国人教育 基本方針」のより一層の定着を図っていく。

ねんど
2.3 2004年度 A

- 2 各市立学校に国際理解教育 担当者置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育研究会等の研修や、日本語指導等 協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進を図ってきている。
また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。
- 3 1986年に「川崎市外国人教育 基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—」を制定し、1998年に「川崎市外国人教育 基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。
また、「外国人保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

4 中学校 国際教育 研究 部会の主催で国際教育 座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には従来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催しているスチューデントインターナショナル フェスティバルでは、今年度はプログラムとして外国人児童の母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場となってきた。

このように教員、日本人保護者、外国人保護者等が交流を深める催しも定着してきているが、今後もあらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けてゆく。

1996年度・提言②

入居差別を禁止する条項を盛り込んだ
「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

- 1 民間賃貸住宅の入居に関して、外国人等誰に対しても入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。
- 2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓発指導を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。



1.2

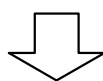
2002年度 A

- 1 2000（平成12）年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。
同条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求め」よう定めた。
- 2 川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。
条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に賛同する協力不動産店への登録を推進した。
また、入居に際して必要な情報を提供するため、高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を実施した。
今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図っていく。

ねんど ていげん 1996年度・提言③

がいこくご こうほう じゅうじつ がいこくじんしみん む じょうほうこ ー な ー せっち
外国語による広報を充実し、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。

- 1 かわさきし かわさきしこくさいこうりゅうきょうかいなど さくせい がいこくご しりょう がいこくごやく しりょうなど くやくしよ
川崎市や川崎市国際交流協会等が作成した外国語による資料、外国語訳をつけた資料等を区役所の
がいこくじんとうろく まどぐち しみんかん あつ がいこくじんしみん む じょうほうこ ー な ー せっち
外国人登録の窓口や市民館に集め、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。
- 2 がいこくご しりょうなど りすと たげんご さくせい がいこくじんしみん たい せっきょくてき はいふ
外国語による資料等のリストを多言語で作成し、外国人市民に対して、積極的に配布する。
- 3 がいこくご しりょう かん あんけーと ようし まどぐち ようい しりょう たい がいこくじんしみん いけん よう
外国語の資料に関するアンケート用紙を窓口を用意して、資料に対する外国人市民の意見・要
ぼう き
望を聞く。



1 ねんど
2002年度 A

- 1 ねんど かくく くやくしよ しみんかん としよかん がいこくじんしみんじょうほうこ ー な ー せっち がいこくご
1998年度に各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置し、外国語によ
しりょう はいふ けいじ
る資料を配布、掲示している。

2 ねんど
2003年度 A

- 2 がいこくじんしみん こうほう かた かん かんが かた きほんほうしん さくてい ねん がつついたちしこう
「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」（基本方針）を策定し（1998年4月1日施行）こ
きほんほうしん もと かくきょく く たげんご しりょうとう さくせい
この基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。
かくきょく く さくせい がいこくごこうほう げんじょうちょうさ おこな ちょうさけっか にほんご るび りすと か
各局・区が作成する外国語広報の現状調査を行い、調査結果を日本語（ルビつき）でリスト化
し、今年度、配付する予定である。

3 ねんど
2007年度 A

- 3 ねんど ひ つづ かわさきし たげんごこうほうしりょういちらん ねんどばん あんけーとらん ついか
2006年度に引き続き、「川崎市の多言語広報資料一覧」の2007年度版に、アンケート欄を追加
し、外国人市民情報コーナー等で配布した。また、ホームページ上にも掲載し、外国人市民が多
げんごしりょう いけん ようぼう だ
言語資料について意見・要望を出しやすようにした。

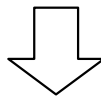
なお、市政一般についての問合せや意見を受け付ける川崎市総合コンタクトセンター「サン
きゅーこーるかわさき」では、英語でも意見を出すことができる。

こんご がいこくじんしみん つか しりょう さくせい いけんちょうしゆ
今後も外国人市民にとって使いやすい資料の作成のため、意見聴取につとめていく。

1997年度・提言①

留学生の生活実態に即し、留学生修学奨励金制度を見直す等、生活支援の方法を充実する。

- 川崎市留学生修学奨励金制度については、対象者の範囲を拡大し、他の奨学金の受給の有無や学業成績、ボランティア活動の有無等を審査基準に加味して選考し、生活実態に応じた金額を支給する。
- 留学生にとっては、住宅の確保と家賃負担が大きな問題となっているので、財団法人留学生支援企業協力推進協会と協力し、民間の企業等の空いている社宅や寮の提供を呼びかける。併せて公共施設の有効活用を検討する。
- 留学生の生活相談、情報提供の機能を持ち、あわせて、日本人の学生と「ともに学びあい、生活できる施設」として、既存の施設の有効活用を図る。将来的には、学生会館の建設を検討する。



1 2002年度 A

- 国際交流協会内に検討委員会を設置し、制度改正について検討を行った。その結果、支給対象者を市内にある大学に在籍する市内居住の留学生に加え、2001(平成13)年度から市内にある高等専門学校及び専修学校の専門課程に在籍する市内居住の留学生にまで拡大した。

2.3 2005年度 A

- 留学生の住宅に関わる支援策については、前年度、市内企業に留学生への住宅貸与についてアンケートを実施し、学校に情報を提供した。今年度、経過調査を行ったところ、学校から問合せを受けた企業1件、実際の入居は0件であった。
- 川崎市国際交流協会において、留学生の生活相談・住宅相談業務を行っているが、今後もより一層の充実を図っていく。

1997年度・提言②

外国人市民が市民として地域社会に参加し、貢献できるためには安定した在留資格が必要であり、そのために出入国管理行政の改善を法務大臣に働きかける。

1 多言語による広報の充実

(1) 在留資格の更新、在留資格の変更、外国人登録、再入国許可等の外国人に関係ある諸手続きについて、パンフレット等を多言語で作成し、地方入国管理局及び支局や自治体にも配布して、情報を積極的に提供する。

2 基準の緩和

(1) 出入国管理に関する様々な手続きや申請について、家族による代理申請や居住地以外での申請を認め、あわせて審査期間の短縮を図る。

(2) 就労を予定する在留資格については、「投資・経営」・「法律・会計業務」の在留資格が最長3年であり、他は1年となっているので、これを一律に最長3年とする。

(3) 「家族滞在」の在留資格の人は、扶養を受ける人として原則的に就労することが予定されていないとされているが、家族が安定した生活を送るために、また、就労することによって日本社会を知り、経済活動を通して社会に貢献できることを考慮し、資格外就労の許可の基準を緩和する。

(4) 国連の人権に関する諸条約、特に、子どもの権利条約の第10条（家族再会のための出入国）の趣旨を尊重し、日本での親及び子ども等の家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和する。

(5) 再入国許可制度を廃止し、在留期間内においては、いつでも出国し、再入国できるようにする。

3 入管行政の透明化

(1) 在留期間の更新や在留資格の変更、資格外就労許可等について、不許可の場合、その理由、不足の要件等を明示する

(2) 適法に長期間滞在する外国人には、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準を明確にし、基準をみたす人には、申請者全員に付与する。

(3) また、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準に、「留学生」としての在留期間を加算する。



1.2.3

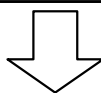
2002年度 A

1・2・3 毎年、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。今後も、外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に要望していく。

ねんど ていげん 1997年度・提言③

「仮称・川崎市住宅条例」の制定において、条例の効果を上げるための様々な方法を検討する。(1996年度提言の補足意見)

- 1 外国人や高齢者、障害者、母子・多子家庭等にも住居を賃貸する不動産業者や大家さんを奨励・支援する方法を検討し、外国人その他の入居希望者がすみやかに探せるように、住宅ストックを確保する。
- 2 不動産業者の新規登録及び更新の際に、入居差別をなくすための啓発を強化することを県知事に働きかける。
- 3 外国人をはじめ入居差別を受けている人が住宅探しの際に、一番のネックになっている保証人問題を解決するために、自治体、不動産業者、大学、専門学校、市民団体等で構成される公的な保証人機構の設立を検討する。



ねんど 2002年度 A

- 1 2000年度に国際交流協会において、入居後の外国人居住継続支援のため、通訳ボランティアの登録制度を開始した。
2001年度に設立された「かながわ外国人すまいサポートセンター」と協力・連携し、相談体制を強化している。
また、(財)自治体国際化協会の「外国人のための住宅マニュアル」の作成協力及び(財)日本賃貸住宅管理協会の「外国人の居住安定のためのガイドライン」の作成協力を行っている。

ねんど 2003年度 A

- 2 神奈川県に対し、1996年度、1997年度提言の内容について県の住宅政策に反映するよう、依頼した。
また、外国籍を理由に入居を拒否する事例があり、市内の宅地建物取引業団体に、このようなことがないように、加盟不動産店に対する指導を依頼した。
併せて、宅地建物取引業団体に対する指導監督権限のある神奈川県に対し、今後このようなことがないように団体への啓発を強化するよう働きかけた。

ねんど 2002年度 A

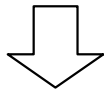
- 3 2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第3項において、「高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して、必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を掲げ、条例の施行と同時に、これらを実施するため「川崎市居住支援制度」を創設した。

1997年度・提言④

川崎市の国際交流事業を推進するために、外国人市民の参画をすすめる。

- 外国人市民が地域社会に参加し、国際交流をより推進するために、国際交流協会の企画・運営の仕組みに、外国人市民代表者会議とボランティア団体のメンバーを入れる。
- 国際交流協会の登録ボランティア制度と内容を広く知らせ、活動の範囲を広げる。また、ボランティアのネットワークを構築する。

なお、外国人市民向けガイドのダイジェスト版として、「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」（通称；チェックリスト）を作成、多言語に翻訳しました。外国人登録窓口で配付するなど、活用を希望します。
(→※提言④の3として扱う)



1.2.3

2002年度 A

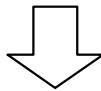
- 国際交流協会の企画・運営の仕組みに入るための方法としては、国際交流協会 の理事及び評議員への就任 と、国際交流協会 登録の民間交流 団体に構成する「民間交流 団体連絡協議会」の運営委員になることがある。
理事については、これまでも外国人市民が就任しており、評議委員については、2001年6月から外国人市民が就任している。
「民間交流団体連絡協議会」については、希望すれば運営委員になれるが、2002年度は、希望者がいなかった。
- 国際交流協会のホームページ更新に伴い、ボランティア制度のPR強化を図り、国際交流協会のイベントの場においてもボランティアのPRを行っている。
個人登録ボランティアは、国際交流協会が核となり、ネットワーク化が図られており、民間交流団体は、民間交流団体連絡協議会により、ネットワーク化されている。
- 「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」（「相談窓口の御案内」）を11言語で作成し、言語ごとに色分けして印刷し、各区役所・支所等の窓口 に配布した。
また、外国人市民代表者会議の代表者ととともに、各区役所・支所を訪問し、担当者に「相談窓口の御案内」の必要性を説明し、積極的な配布を依頼した。

1998年度・提言①

外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、安心して豊かな放課後を過ごせる場を保障する。

- 1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。
- 2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員の、国際理解研修を充実すること。
- 3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、私達外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。



1.2.3

2002年度 A

- 1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて対応している。
- 2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例の研修を実施した。
今後、職員意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させていく。
- 3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。
今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとともに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、関係機関との調整を図っていく。

1998年度・提言②

外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めることと、
外国人学校への助成について、文部大臣に働きかける。

- 外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。
- 外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

(経過報告)

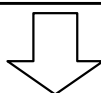
この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

代表者会議では10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として1998年12月、市長に提出することを、正副委員長部会長会議で決定し文案を確認しました。その後市長に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(1999年1月)

[参考]

- 川崎民族教育推進協議会から、市議会に対し「朝鮮高級学校卒業生の国立大学受験(入学)資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されました。(1998年6月)
- 市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されました。
同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(1998年12月)



1.2

2002年度 A

- 1・2 1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

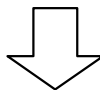
それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

国は、大学入学 受験検定 及び中学校 卒業 程度認定試験の受験資格の弾力化について、規定を改正し施行した。(1999年9月3日)

1998年度・提言③

外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。

- 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。
- 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を増額すること。



1

2012年度 B

- 在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実現について、今年も政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に要望書を提出した。今後、現在検討されている年金制度改革について、国の動向を注視し、市民サービスの向上を図っていくとともに、引き続き、制度改革について、厚生労働省に働きかけていく。

2

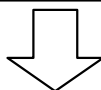
2002年度 A

- 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設した。制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額21,500円となっている。
今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

ねんど ていげん 1998年度・提言④

がいこくじんしみん しえん ちいき こくさいこうりゅう じゅうじつ うち こくさい
外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、「内なる国際
か すいしん ねんどていげん ほそくいけん
化」を推進する。(1997年度提言の補足意見)

- 1 きょうかい ちいきしゃかい こくさいこうりゅう がいこくじんしみん たい そうだん しえん かつどう ちゅうしん
協会は、地域社会における国際交流、外国人市民などに対する相談や支援のための活動の中心
てき やくわり は たすため ぼらんていあ しみんだんたい あ ぼらんていあ ネットワー
ク」をいち早く構築する。
- 2 じょうき もくてき たっせい ぼらんていあ しみんだんたい でーたべーすか きょうかい すた
上記の目的を達成するため、ボランティアや市民団体のデータベース化をしたり、協会のスタ
ッフと関係機関やボランティアの共同研修を実施するなど、情報や知識の共有化を図る。
- 3 きょうかい きかく うんえい がいこくじんしみん しみんだんたい いけん はんえい かしょう きかくうんえい かい
協会の企画・運営に外国人市民や市民団体の意見を反映するため、「仮称：企画運営委員会」
ほつそく いま ひょうぎんかい がいこくじんしみん いしゅく
を発足させる、または、今ある「評議員会」に外国人市民を入れる仕組みをつくる。



1.2.3

ねんど
2002年度 A

- 1 こじんとうろく ぼらんていあ こくさいこうりゅうきょうかい かく ネットワークか ほか びんかんこうりゅう
個人登録ボランティアは、国際交流協会を核としてネットワーク化が図られており、民間交流
だんたい びんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい ネットワークか
団体は、「民間交流団体連絡協議会」により、ネットワーク化されている。

ねん がつ こくさいこうりゅうきょうかい ほーむぺーじ こうしん びんかんこうりゅうだんたい しょうかい おこな
2001年3月には、国際交流協会のホームページを更新し、民間交流団体の紹介を行うとともに、
かくだんたい ほーむぺーじへりんく できる ようにした。

また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議」が2000年2月に発足
し、国際交流協会も構成員となり、市内のボランティア活動や市民活動団体の育成、支援、及び
かんけいきかん じょうほうこうかん おこな
関係機関の情報交換を行っている。

- 2 こくさいこうりゅうきょうかい ぼらんていあ こじんとうろく しみんだんたい びんかんこうりゅうだんたい とうろく
国際交流協会では、ボランティアは個人登録、市民団体は民間交流団体として登録されてお
り、データベース化が図られている。

また、ボランティアについては、各種の研修を実施し、情報や知識の共有及び資質の向上を
はか
図っている。

こくさいこうりゅうきょうかいしよくいん ちしき こうじょう ほか ふくざつ せんもんか そうだんぎょうむ たいおう
国際交流協会職員については、知識の向上を図り、複雑・専門化する相談業務に対応するた
め、定期的な研修を行っている。

- 3 こくさいこうりゅうきょうかい じぎょううんえい りじかい けつぎ じゅうようじこう ひょうぎんかい ちょうさ しんぎ
国際交流協会の事業運営は、理事会で決議し、重要事項は評議員会で調査・審議することに
なっている。理事については、これまでも外国人市民が就任しているが、評議員についても、
ねん がつ がいこくじんしみん しゅういん ひょうぎん
2001年6月から外国人市民が就任している。